

令和6年度 認定実務実習指導薬剤師【養成・更新】講習会のご案内

開催日：令和6年6月2日（日）

開催場所：愛媛県薬剤師会館 3階大会議室（松山市三番町 7-6-9）

募集人数：養成・更新講習各 20 名

募集人数に達した場合は、調整させていただく場合がございます。ご了承ください。

受講料：養成講習受講：550 円（テキスト代として）お釣りの要らないようにご用意ください。

更新講習受講：無料

申込期限：4月26日（金）厳守

薬学教育協議会へ事前に受講者名簿の提出が必要です。締切後の申込は受付致しかねます。ご了承ください。

問い合わせ：愛媛県薬剤師会事務局（松山市三番町 7-6-9 TEL:089-941-4165）

時間（予定）	養成講習	更新講習	内容
09：00～			【養成】講習受講者受付
09：30～10：22	①		薬剤師の理念
10：00～			【更新】講習受講者受付
10：23～10：48	②-1	④-1	平成 25 年度改訂 薬学教育モデル・コアカリキュラム
10：49～11：20	②-2	④-2	薬学実務実習に関するガイドライン
11：21～			【更新】講習受講者へ受講証の交付
11：21～11：49	③-1		学生の指導（法的問題）
11：50～12：13	③-2		学生の指導（OBE に基づいた薬局実務実習の進め方）
12：14～12：38	③-3		学生の指導（改訂薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した病院実習）
12：39～			【養成】講習受講者は成果報告書の作成 (成果報告書と引き換えに受講証をお渡しします。)

養成講習は講座①～③を、更新講習は講座④を受講ください。講座②と④は同一内容です。

養成講習 09：30～12：38 / 更新講習 10：23～11：20

次ページの受講にあたってのご注意を必ずご確認ください。

重要

受講前に必ずご確認ください。

【受講にあたってのご注意】

※ワークショップへの参加は各県ごとに人数制限がありますので、養成講習を受講されても必ずワークショップへ参加できるわけではございません。ご了承ください。

更新講習受講資格

更新講習の受講は認定実務実習指導薬剤師の認定を受けた日から5年以上経過した方が対象。

養成講習受講資格

養成講習の受講は、以下の実務経験と勤務状況を満たす方が対象。

- 1) 薬剤師実務経験が5年以上あること。なお、6年生の薬学教育を受けて薬剤師となった者は、薬剤師実務経験が3年以上あれば、認定実務実習指導薬剤師養成研修を前もって受講することができるものとする。
- 2) 薬剤師実務経験が、受講する時点において継続して3年以上であること、かつ、現に病院又は薬局に勤務（勤務時間数が1週間当たり3日以上かつ20時間以上の場合に限る）している者であること。

養成・更新講習ともに受講資格を満たすことなく受講して交付された受講証は無効です。

 **(一社)薬学教育協議会の認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領の受講要件を満たしているか、必ずご自身をご確認のうえ受講をお申込ください。**